

提出日(西暦)	2021年5月1日
---------	-----------

品質管理システム概要書(2021年5月1日現在)

監査事務所名 新創監査法人

代表者名 柳澤 義一

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人では、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うこととしております。

「不正リスクへの対応」

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人では、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を以下のように定め、それらを実行しております。

- ① 誠実性の原則
- ② 公正性の原則
- ③ 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則
- ④ 守秘義務の原則
- ⑤ 職業的専門家としての行動の原則

(2) 独立性

当法人では、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定め、それらを実行しております。

(3) 監査責任者のローテーションについて

当法人では、監査業務の主要な担当者(監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者)の長期間の関与に関して、方針及び手続を以下のように定め、それらを実行しております。

- ① 監査業務の主要な担当者が長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するにあたっては、主

要な担当者が同一の監査業務に従事する期間だけでなく、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。

- ② 大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間（7会計期間）のローテーションを義務付ける。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人では、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を以下のように定め、それらを実行しております。

- (1) 以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行う。
 - ① 当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること。
 - ② 当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。
 - ③ 当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。
- (2) 当法人が、新規の関与先と契約の締結を行う場合、既存の関与先と既存の契約を更新するかどうかを判断する場合、及び既存の関与先と新規の契約の締結を検討する場合、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手する。
- (3) 新規又は既存の関与先から新規の契約を締結する際に利益相反の可能性が識別された場合、当法人が当該契約を締結することが適切であるかどうかを判断する。
- (4) 問題点が識別されたにもかかわらず、当法人が関与先と契約の新規の締結又は更新を行う場合、当法人がその問題点をどのように解決したかを文書化する。

なお、文書化に際しては、当法人の様式を有効に利用することとする。

「不正リスクへの対応」

当法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を以下のように定め、それらを実行しております。

- ① 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- ② 新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人では、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する以下の方針及び手続を定め、それらを実行しております。

- (1) 専門要員の採用

- (2) 専門要員の適性及び能力
- (3) 専門要員の評価、報酬及び昇進
- (4) 専門要員の必要数の予測

「不正リスクへの対応」

当法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。

5. 業務の実施

- (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人では、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定め、それらを実行しております。なお、当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代が含まれております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務の監督及び査閲を行うこととしております。

- (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人では、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を以下のように定め、それらを実行しております。

- ① 専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
- ② 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、十分な人材等を確保すること
- ③ 専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること
- ④ 専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること

「不正リスクへの対応」

当法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。

- (3) 審査の方針及び手続

当法人では、審査を行う機構を設け、監査業務について監査計画並びに監査意見形

成のための監査業務に係る審査を行っています。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために行うものであり、以下のとおり方針及び手続を定め、それらを実行しております。

- ① 審査の内容、実施時期及び範囲
- ② 審査担当者の適格性
- ③ 審査担当者の客観性
- ④ 審査の記録及び保存
- ⑤ 審査を実施しない場合

また、当法人では、監査意見の審査が完了するまで監査報告書を発行することを禁止しております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないこととしております。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任する。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人では、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の間合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を以下のように定め、それらを実行しております。

- ① 専門的な間合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
- ② 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

① 監査ファイルの最終的な整理

当法人では、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を以下のように定め、それらを実行しております。

- ・監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめる。
- ・監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日から、60日以内とする。

② 監査調書の管理

当法人では、監査調書の管理に関する方針及び手続を以下のように定め、それらを実行しております。

- ・当法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性

及び検索可能性を合理的に確保しなければならない。

- ・監査チームは、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。したがって、監査調書に記録された秘密の保持のため、正当な理由なく監査調書の全部又は一部を他に示してはならない。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人では、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるととともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定め、それらを実行しています。なお、これらのプロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を含めております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人では、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価する。発見された不備が、速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備である場合には、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとることとしております。

また、品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しなければならない。監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施しなければならないこととしております。

当法人は、発見された不備に対する適切な是正措置には、以下のうち一つ又は複数の事項を含めることとしております。

- ① 関係する監査業務又は専門要員に対する適切な是正措置の実施
- ② 訓練や職業的専門家としての能力開発に関する責任者への発見事項の伝達
- ③ 品質管理の方針及び手続の変更
- ④ 当法人の方針及び手続に違反する者、特にそれを繰り返す者に対する懲戒処分

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人では、以下の事項に関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定め、実行しております。

この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めております。

- ① 当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て
- ② 当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
- ③ 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

「不正リスクへの対応」

当法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を以下のように定め、それらを実行しております。

- ① 不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。
- ② 当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。
- ③ 監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人では、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について方針及び手続を定め、それらを実行しております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならないこととしております。また監査責任者は、監査業務の引継についての方針及び手続に従って、監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告されていることを確かめなければならないこととしております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人では、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定め、それらを実行しております。具体的には、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

合併等の組織再編に関する具体的な計画はありませんが、現在、いくつかの監査法人と意見交換・技術交流等を行っており、さらに幅広い提携を模索しております。当法人が合併等の組織再編を行う場合は、合併後の品質管理体制が十分に確保されることを必須の条件とし、そのために監査技術的な協議のみならず、双方の社員が共に連帯責任を持つ態勢が築けるよう十分な協議を重ねた上で、社員の総意によって実行していく所存です。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

◆ 新創監査法人 品質管理体制

